

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年6月8日（令和5年（行個）諮問第139号及び同第142号）

答申日：令和6年2月29日（令和5年度（行個）答申第200号及び同第203号）

事件名：本人に係る「マスコミや外にネットでも公にしたマスコミにも公にした全ての書面」の不開示決定（不存在）に関する件  
本人に係る人権相談に関する文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、これを保有していないとして不開示とし、別紙の2に掲げる各文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月8日付け庶第986号及び同第985号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）には不服であり、開示を全てするべきであるとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、資料は省略する。

##### （1）諮問第139号の関係

###### ア 審査請求書

存在しており、全部開示されるべきである。当時の職員も所持している。

###### イ 意見書

特定年Aに人権救済申立書を法務局へ提出しており、FAXでも送信もしており、特定弁護士会30人以上もの連名にて、申立をして、公になってきている。

作成又は取得していないとの事実は全くない。特定年A特定年Bに

は、作成所持もしており、マスコミや弁護士会弁護士にも公にしている事実がある、と耳にしている。

当時のしょくいんらは、作成所持してきており、特定弁護士会30人以上もの連名申立にも応じてきている。

特定年A当時、特定弁護士会特定弁護士等の団体である。新聞等にも公になっている。

## (2) 諮問第142号の関係

### ア 審査請求書

全てを開示するべきである。不正な調査を全てかくにんするべく開示するべきである。

### イ 意見書

特定年Aの存在している、私からの提出分やFAX送信文、特定弁護士会弁護士30人以上の連名の申立書も存在しているのに全く放置してきており開示すらしない。

新聞等、マスコミでも公になってきており、1審判決文に裁判所がもりこんで（判読不能）してもいる。

存在しないという事実は全くなく放置し続けていたことより、特定年Aの申立書全てを開示しない。

全てを開示すべきである。開示分も一方的なまっしょうが多い。まっしょうせず開示すべきである。（しせつでも（判読不能）以上の氏名は、開示されてきている。）

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 諮問第139号の関係

#### (1) 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった「開示を請求する保有個人情報」は、別紙の1に掲げる文書である。

処分庁は、開示請求に係る個人情報を作成又は取得しておらず、存在しないことを理由に、令和5年5月8日、法82条2項の規定に基づき、不開示決定をし、同日付け庶第986号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

#### (2) 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った令和5年5月8日付け不開示決定について、対象文書が存在していることを理由として、当該決定を取り消し、全部開示とする決定を求めていると解される。

#### (3) 不開示決定を行った理由について

審査請求人が開示を求める保有個人情報は、上記(1)記載のとおりであるところ、処分庁は当該情報を作成又は取得しておらず、存在していないため、法82条2項により不開示とした。

## 2 諮問第142号の関係

### (1) 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった「開示を請求する保有個人情報」は、本件文書である。

処分庁は、下記5の理由により、令和5年5月8日、法82条1項の規定に基づき、一部開示決定をし、同日付け庶第985号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

### (2) 人権相談について

人権相談とは、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報、日本司法支援センターへの紹介又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とするもので（人権相談取扱規程（昭和59年8月31日法務省訓令第3号）2条）、法務局・地方法務局及びその支局に相談窓口を開設する常設相談所や、市町村役場などに随時相談窓口を開設する特設相談所等において、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じているものである。

### (3) 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編綴される書類は、関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書及び救済手続に関する書類等である。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

### (4) 審査請求の趣旨について

審査請求人は、特定法務局が行った令和5年5月8日付け一部開示決定を取り消し、全部開示とする決定を求めていると解される。

### (5) 一部開示決定を行った理由について

ア 本件文書には、人権相談の処理及び人権侵犯事件の調査・処理に関する協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権相談及び人権侵犯事件の処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては

事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。

イ 本件文書には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。

ウ 本件文書には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、これらの情報は、法78条1項2号本文に該当し、また、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きにも該当するため不開示とした。

エ 本件文書には、法務省（法務局・地方法務局を含む。）のグループウェアに関するURL（公開されていないもの）が記載されているところ、その一部が開示されたとしても、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざん等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。

オ 本件文書には、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公表のメールアドレス、電話番号、FAX番号等が記載されているところ、このような情報が開示されることになれば、外部の者がこれらを目だりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。

なお、上記アについて、原処分のお知らせ上、人権相談の処理に係る事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあることが必ずしも明確ではなかったため、この点について本理由説明書において明らかにした。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月8日 諮問の受理（令和5年（行個）諮問第139号及び同第142号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

- ③ 同月 23 日 審議（令和 5 年（行個）諮問第 142 号）
- ④ 同年 7 月 18 日 審査請求人から意見書を収受（令和 5 年（行個）諮問第 139 号及び同第 142 号）
- ⑤ 令和 6 年 1 月 19 日 本件対象保有個人情報 2 の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同年 2 月 22 日 令和 5 年（行個）諮問第 139 号及び同第 142 号の併合並びに審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報 1 について、これを保有していないとして不開示とする原処分 1 を、本件対象保有個人情報 2 について、その一部を法 78 条 1 項 2 号及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分 2 を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めていると解されるころ、諮問庁は、原処分を維持するのが妥当であるとするものと解されることから、以下、本件対象保有個人情報 2 の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報 1 の保有の有無及び本件対象保有個人情報 2 に係る不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報 1 の保有の有無について

#### (1) 諮問庁の説明

諮問庁は、上記第 3 の 1（3）のとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

特定法務局では、審査請求人からの人権相談や人権侵犯事件の申立てに関連して、同人の弁護士や弁護士会、マスコミ等と交わした文書等は作成、保有していない。

本件開示請求及び審査請求を受けた際、念のため、執務室、書庫、パソコン上のフォルダ内等を探索したが、審査請求人の弁護士等と交わした文書等に該当する行政文書の存在を含め、本件対象保有個人情報 1 の存在は確認できなかった。

#### (2) 検討

ア 上記（1）及び第 3 の 1（3）の諮問庁の説明について、特段不自然、不合理な点は認められない。また、審査請求人において本件対象保有個人情報 1 が存在する具体的な根拠に関する主張等はなく、他に、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ 上記（1）の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

ウ したがって、特定法務局において、本件対象保有個人情報 1 を保有

しているとは認められない。

- 3 本件対象保有個人情報2に係る不開示部分の不開示情報該当性について本件文書の文書名及び各文書に記録された保有個人情報の不開示部分等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによれば、別表記載のとおりであるとのことである。

(1) 別表の分類番号1に該当する不開示部分

ア 標記不開示部分は、投書処理票、決裁用紙、特別事件開始報告書、特別事件調査結果報告書、特別事件処理報告書及びメール文書、担当者メモの記載のほか、一部の文書に記載された職員のメモ書き等の全部又は一部であり、当該部分には、審査請求人が申し出た複数の人権侵犯事件について特定法務局が実施した調査・処理（以下「本件調査等」という。）に関する同局職員の意見、同局における処理方針等が、具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の2（5）アないしウのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、人権擁護担当部署内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要がある。

(イ) かかる必要性に鑑みれば、特定法務局内部における本件人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況が、事案の処理に係る職員の率直な意見とともに記載されている当該部分が開示されることになると、職員が今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余地、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 検討

標記不開示部分を開示することにより、職員が今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余地、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなるとする諮問庁の上記イ及び上記第3の2（5）アの説明は、不自然、不合理とはいえない。

したがって、当該部分は、これを開示すると、人権擁護行政事務の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の分類番号2に該当する不開示部分

ア 標記不開示部分は、各文書案に記載された内容の全部であると認められる。

諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の2(5)アのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

別表の分類番号2に該当する文書は、特定法務局内部における、①本件調査等に係る決裁過程で作成された文書又は決裁に必要なものとして添付された文書及び②同局に寄せられた投書の取扱いや処理に係る決裁過程で作成された文書であり、これらの文書には、担当職員の具体的な処理意見や評価又は心証等の内容といった、本件人権侵犯事件の調査・処理又は投書の取扱いや処理に関する職員間の内部的な協議・検討の内容に係る情報が記載されている。これが開示されることになると、今後の人権侵犯事件の調査・処理又は投書の処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては人権侵犯事件の調査・処理又は投書の処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 検討

標記不開示部分は、いずれも決裁過程で作成された文書に記載された情報である旨の上記アの諮問庁の説明は当該文書の記載内容に照らしても首肯できるので、それを前提に検討するに、当該部分を開示することにより、今後の人権侵犯事件の調査・処理又は投書の処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょする旨の上記ア及び上記第3の2(5)アの諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該部分は、人権侵犯事件の調査・処理又は投書の処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の分類番号3に該当する不開示部分

ア 標記不開示部分は、電話聴取書、聴取報告書及びその他の文書の全部又は一部であり、本件調査等における審査請求人以外の関係者に関する情報及び当該関係者との間で交わした具体的かつ詳細な内容が記載されているものと認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の2(5)イ及びウのとおり説明する。

ウ これを検討するに、当該部分が開示されることになれば、関係者が

ありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては今後の人権侵犯事件の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

したがって、当該部分は、上記（２）イと同様の理由により、法７８条１項７号柱書きに該当し、同条１項２号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（４）別表の分類番号４に該当する不開示部分

ア 標記不開示部分は、資料を構成する各文書に記載された内容全部であると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第３の２（５）アのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

別表の分類番号４に該当する文書は、本件調査等又は投書の処理の決裁過程において、意思決定に必要となる参考資料として添付された文書又は当該決裁過程において作成された文書であり、本件調査等又は投書の処理に関する職員間の内部的な協議・検討に係る情報が記載されている文書であって、これを開示すると、上記（２）アと同様のおそれがある。

ウ 検討

標記不開示部分に記載された情報の内容等を踏まえると、本件においては、当該部分を開示することにより、今後の人権侵犯事件の調査・処理又は投書の処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょする旨の上記イが引用する上記（２）ア及び上記第３の２（５）アの諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該部分は、上記（２）イと同様の理由により、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（５）別表の分類番号５に掲げる不開示部分

ア 標記不開示部分には、特定法務局人権擁護部の内線番号、法務省人権擁護局の電話番号及びFAX番号、関係職員のメールアドレス、法務省のURL等が記載されているものと認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第３の２（５）エ及びオのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、いずれも一般に公開されていない情報であると補足して説明するところ、当該補足説明の内容を疑うべき理由はない。

ウ これを検討するに、当該部分が開示されることになれば、外部の者がこれらを目だりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどとする諮問庁の説明に不自然、不合理



な点は認められず，これを覆すに足りる事情も認められないことから，当該部分は，法78条1項7号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

#### 4 本件各決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報1につき，これを保有していないとして不開示とし，本件対象保有個人情報2につき，その一部を法78条1項2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については，特定法務局において本件対象保有個人情報1を保有しているとは認められないので，これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり，本件対象保有個人情報2につき，不開示とされた部分は，同項7号柱書きに該当すると認められるので，同項2号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

## 別紙

- 1 マスコミや外にネットでも公にしたマスコミにも公にした全ての書面
- 2 (1) 開示請求者が特定年月日Aから特定年月日Bまでの間にした人権相談に係る記録一式 (第47号から第50号まで)  
  
(2) 特定年月日Aから特定年月日Bまでの間を開始日とする, 開示請求者に係る人権侵犯事件記録一式 (第51号から第53号まで)

別表 本件文書及び各文書に記録された保有個人情報の不開示部分

1 第47号(特定年C・特定年D投書関係)

文書 番号	文書名	通し頁	保有個人情報の 不開示部分	分類 番号
1	投書処理票	1	一部	1
2	文書	9	全部	1
3	決裁用紙	17及び18	一部	1
4	担当者メモ	19	一部	1
5	文書案	20及び21	全部	2
6	文書	22及び23	一部	3
7	封筒	25及び26	一部	3
8	資料	27及び28	全部	4
9	文書案	29ないし33	全部	2
10	投書処理票	34	一部	1
11	文書	36	全部	1
12	文書案	39	全部	2
13	文書	44	全部	1
14	文書案	47	全部	2
15	資料	50ないし54	全部	4
16	投書	63及び64	一部	1
17	投書	73及び74	一部	1
18	投書	78	一部	1
19	投書	81	一部	1
20	投書	85	一部	1
21	文書	103及び104	全部	1
22	文書案	105	全部	2
23	資料	107ないし164	全部	4
24	投書処理票	168	一部	1
25	文書	171	全部	1
26	投書	172	一部	1
27	投書処理票	178	一部	1
28	文書	181ないし183	全部	1
29	文書	190	全部	1
30	文書案	193	全部	2
31	資料	194及び195	全部	4

2 第48号（特定年E投書関係）

文書 番号	文書名	通し頁	保有個人情報の 不開示部分	分類 番号
1	文書案	5	全部	2
2	資料	7ないし24	全部	4
3	資料	26及び27	全部	4
4	資料	28	全部	4
5	資料	29及び30	全部	1
6	資料	31	全部	4
7	投書処理票	36	一部	1
8	文書	41及び42	全部	1
9	文書案	43	全部	2
10	資料	47	全部	4
11	資料	48	全部	4
12	資料	49	全部	4
13	資料	50	全部	4
14	資料	54ないし128	全部	4
15	文書	131	全部	1
16	文書案	134	全部	2
17	資料	136ないし140	全部	4
18	投書処理票	141	一部	1
19	文書案	151	全部	2
20	文書	164及び165	全部	1
21	資料	166	全部	4

3 第49号（特定年F投書関係）

文書 番号	文書名	通し頁	保有個人情報の 不開示部分	分類 番号
1	投書	2及び3	一部	1
2	文書	4	全部	1
3	文書	5	一部	1
4	文書案	8及び9	全部	2
5	資料	12ないし16	全部	4
6	投書処理票	17	一部	1
7	資料	18	全部	4
8	文書案	20	全部	2
9	資料	25	全部	4

10	投書処理票	26	一部	1
11	投書	31及び32	一部	1
12	資料	33及び34	全部	4
13	資料	35	全部	4

4 第50号（特定年G投書関係）

文書 番号	文書名	通し頁	保有個人情報 の不開示部分	分類 番号
1	文書	5	全部	1
2	文書案	8	全部	2
3	資料	12	全部	4
4	投書処理票	13	一部	1
5	文書	25	全部	1
6	文書案	26及び27	全部	2
7	資料	29	全部	4
8	投書	36及び37	一部	1
9	文書	38	全部	1
10	文書案	39	全部	2
11	文書	41	全部	1
12	資料	42	全部	4
13	資料	46ないし48	全部	4
14	文書	52	全部	1
15	文書案	53	全部	2
16	資料	60ないし62	全部	4
17	投書処理票	64	一部	1
18	文書	74及び75	全部	1
19	資料	76	全部	4

5 第51号（人権侵犯事件特定年H特定事件番号Aないし特定事件番号B特別事件関係）

文書 番号	文書名	通し頁	保有個人情報 の不開示部分	分類番号
1	特別事件開始報告書	7ないし9	一部	1
2	特別事件調査結果報告書	14ないし31	一部	1・3
3	決裁用紙	32	一部	1・5

4	メール文書	3 3	一部	1・5
5	メール文書	3 4	一部	1・5
6	電話聴取書	3 5	一部	3
7	電話聴取書	4 0	一部	3
8	投書処理票	4 7	一部	1
9	文書	4 8 ないし 5 1	全部	1
1 0	投書処理票	5 2	一部	1
1 1	文書	5 3 ないし 5 6	全部	1
1 2	投書処理票	6 7 及び 6 8	一部	1
1 3	文書	6 9	全部	1
1 4	投書処理票	7 0	一部	1
1 5	決裁用紙	1 3 2 ないし 1 3 5	一部	1
1 6	文書	1 3 6 ないし 1 4 3	一部	3
1 7	文書	1 4 4 ないし 1 6 2	全部	3
1 8	聴取報告書	1 6 3 ないし 1 7 1	一部	3
1 9	聴取報告書	1 7 2 ないし 1 8 0	一部	3
2 0	文書	1 8 2 ないし 1 8 7	一部	1
2 1	電話聴取書	1 8 8	一部	3・5
2 2	担当官メモ	1 8 9	一部	1
2 3	担当官メモ	1 9 0 及び 1 9 1	一部	1
2 4	担当官メモ	1 9 4	一部	1
2 5	電話聴取書	1 9 5	一部	3・5
2 6	電話聴取書	1 9 6	一部	3・5
2 7	電話聴取書	1 9 7	一部	3・5
2 8	担当官メモ	1 9 8	一部	1
2 9	電話聴取書	1 9 9	一部	3・5
3 0	決裁用紙	2 0 0 ないし 2 0 3	一部	1
3 1	文書案	2 0 4	全部	2
3 2	文書	2 0 5	一部	3
3 3	文書	2 0 6	一部	3
3 4	担当官メモ	2 0 7	一部	1
3 5	資料	2 1 1 ないし 2 1 5	全部	4
3 6	資料	2 1 6 ないし 2 2 2	全部	4
3 7	資料	2 2 3 ないし 2 2 5	全部	4
3 8	資料	2 2 6 ないし 2 3 3	全部	4
3 9	資料	2 3 4 ないし 2 4 0	全部	4
4 0	資料	2 4 1 ないし 2 4 6	全部	4

4 1	資料	2 4 7	全部	4
-----	----	-------	----	---

6 第52号（人権侵犯事件特定年I 特定事件番号Cないし特定事件番号D及び特定事件番号E 特別事件関係）

文書番号	文書名	通し頁	保有個人情報の不開示部分	分類番号
1	文書案	5 ないし 7	全部	2
2	特別事件開始報告書	1 0 ないし 1 2	一部	1
3	決裁用紙	1 3 及び 1 4	一部	5
4	文書案	1 5 及び 1 6	全部	2
5	決裁用紙	1 7 及び 1 8	一部	5
6	特別事件開始報告書	1 9 及び 2 0	一部	1
7	文書案	2 2 ないし 3 3	全部	2
8	特別事件調査結果報告書	3 5 ないし 4 6	一部	1・3
9	メール文書	4 7	一部	1・5
1 0	電話聴取書	4 8 及び 4 9	一部	3
1 1	文書案	5 2 及び 5 3	全部	2
1 2	文書案	5 9 及び 6 0	全部	2
1 3	特別事件処理報告書	6 2 及び 6 3	一部	1
1 4	文書	7 3 ないし 7 7	全部	1
1 5	投書	7 8 ないし 8 2	一部	1
1 6	資料	1 1 4	全部	4
1 7	文書	1 1 5 ないし 1 2 3	一部	3
1 8	文書	1 3 1 及び 1 3 2	一部	3
1 9	文書	1 3 3 ないし 1 5 0	全部	3
2 0	文書	1 5 1 ないし 1 5 7	全部	3
2 1	聴取報告書	1 5 8 ないし 1 6 5	一部	3
2 2	電話聴取書	1 7 1	一部	3・5
2 3	電話聴取書	1 7 2	一部	3
2 4	文書	1 7 3 及び 1 7 4	全部	3
2 5	電話聴取書	1 7 5 及び 1 7 6	一部	3
2 6	電話聴取書	1 7 8 及び 1 7 9	一部	3・5
2 7	決裁用紙	1 8 0 及び 1 8 1	一部	1

28	担当者メモ	182	一部	1
29	文書案	183	全部	2
30	文書	184	一部	3
31	文書案	185	全部	2
32	決裁用紙	186及び187	一部	1
33	文書	188	一部	3
34	封筒	189	一部	3
35	決裁用紙	192及び193	一部	1
36	文書案	194	全部	2
37	文書	195	一部	3
38	決裁用紙	196及び197	一部	1
39	文書	198	一部	3
40	封筒	199	一部	3
41	担当者メモ	200及び201	一部	1
42	担当者メモ	202ないし206	一部	1
43	資料	207	全部	4
44	資料	208ないし210	全部	4
45	資料	211ないし221	全部	4
46	資料	222及び223	全部	4
47	資料	224ないし251	全部	4
48	決裁用紙	252及び253	一部	1
49	文書案	254ないし262	全部	2
50	文書	263	一部	3
51	決裁用紙	264及び265	一部	1
52	文書	266ないし274	一部	3
53	決裁用紙	275及び276	一部	1
54	担当者メモ	277	一部	1
55	文書案	278	全部	2
56	文書案	279	全部	2
57	文書	280	一部	3
58	決裁用紙	281及び282	一部	1
59	文書	283	一部	3
60	封筒	285	一部	3
61	決裁用紙	287及び288	一部	1
62	文書案	289及び290	全部	2
63	決裁用紙	291及び292	一部	1
64	文書	293及び294	一部	3



65	封筒	295	一部	3
66	担当者メモ	296	一部	1
67	担当者メモ	297	一部	1
68	決裁用紙	298及び299	一部	1
69	文書案	300	全部	2
70	文書	301	一部	3
71	決裁用紙	302及び303	一部	1
72	文書	304	一部	3
73	封筒	305	一部	3
74	担当者メモ	306ないし310	一部	1
75	資料	311ないし322	全部	4
76	資料	323ないし362	全部	4
77	資料	363ないし380	全部	4
78	メール文書	381	一部	1・5
79	決裁用紙	382	一部	1
80	文書案	383	全部	2
81	決裁用紙	384	一部	1
82	文書	385	一部	3
83	封筒	386	一部	3
84	文書案	387	全部	2

7 第53号（人権侵犯事件特定年D特定事件番号Fないし特定事件番号G特別事件関係）

文書番号	文書名	通し頁	保有個人情報の不開示部分	分類番号
1	文書案	5及び6	全部	2
2	特別事件開始報告書	9及び10	一部	1
3	決裁用紙	11	一部	5
4	文書案	12ないし18	全部	2
5	決裁用紙	19	一部	5
6	特別事件調査結果報告書	20ないし26	一部	1・3
7	メール文書	28	一部	1・5
8	決裁用紙	29及び30	一部	5
9	文書案	31	全部	2
10	文書	45	全部	1

1 1	文書	4 7	全部	1
1 2	文書	5 7ないし5 9	一部	3
1 3	文書	6 0ないし6 4	全部	3
1 4	決裁用紙	6 6ないし6 9	一部	1
1 5	担当者メモ	7 0	一部	1
1 6	文書案	7 1	全部	2
1 7	文書案	7 2	全部	2
1 8	文書	7 3	一部	3
1 9	封筒	7 5	一部	3
2 0	担当者メモ	7 7	一部	1
2 1	担当者メモ	7 9	一部	1
2 2	担当者メモ	8 0及び8 1	一部	1
2 3	資料	8 9	一部	3
2 4	決裁用紙	9 0ないし9 3	一部	1
2 5	文書案	9 4	全部	2
2 6	文書案	9 5	全部	2
2 7	文書	9 6	一部	3
2 8	封筒	9 7	一部	3
2 9	決裁用紙	1 0 0	一部	1
3 0	文書案	1 0 1ないし1 0 3	全部	2
3 1	決裁用紙	1 0 4	一部	1
3 2	文書	1 0 5ないし1 0 7	一部	3
3 3	封筒	1 0 8	一部	3
3 4	資料	1 0 9ないし1 4 8	全部	4
3 5	資料	1 4 9ないし1 6 6	全部	4
3 6	担当者メモ	1 6 7及び1 6 8	一部	1
3 7	資料	1 6 9及び1 7 0	全部	4
3 8	資料	1 7 1ないし1 9 0	全部	4
3 9	資料	1 9 1及び1 9 2	全部	4
4 0	文書案	1 9 3	全部	2
4 1	メール文書	1 9 5	一部	1・5